○中部地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月二十二日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　東駿河湾広域都市計画道路事業三・三・七号谷田幸原線、三・四・三十号東本町幸原線及び三・四・六十四号三島裾野線

三　事業施行期間　自平成二十三年四月二十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　静岡県三島市字幸原町一丁目及び二丁目地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　中国地方整備局長　福田　功

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十四号及び百八十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安芸高田市八千代町下根字波佐間二五二九番三から同町下根字四通二八〇八番二〇まで	前	九・〇〇～一三・〇〇メートル	〇・三五七キロメートル
	後	一一・八〇～一六・〇〇	〇・三五七
安芸高田市八千代町佐々井字五郎丸一九七番一から同町佐々井字細倉一一四番二まで	前	一〇・二〇～一〇・六〇	〇・一八三
	後	一三・六〇～一四・〇〇	〇・一八三

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十三号	安芸高田市八千代町下根字波佐間二五二九番三から同町下根字四通二八〇八番二〇まで	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所
〃	安芸高田市八千代町佐々井字五郎丸一九七番一から同町佐々井字細倉一一四番二まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年四月二十二日

○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　中国地方整備局長　福田　功

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十四号及び百八十四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三次市布野町下布野字大谷六八八番二から同町下布野字大谷六八五番三まで	前	九・二〇～一四・二〇メートル	〇・〇〇八キロメートル
	後	一一・五〇～一四・二〇	〇・〇〇八
三次市布野町横谷字室一一一八番二から同町横谷字室一一一一番一まで	前	一四・六〇～二〇・〇〇	〇・一一九
	後	一六・八〇～二二・二〇	〇・一一九

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十四号	三次市布野町下布野字大谷六八八番二から同町下布野字大谷六八五番三まで	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所
〃	三次市布野町横谷字室一一一八番二から同町横谷字室一一一一番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年四月二十二日

○中国地方整備局告示第九十号

千代川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　中国地方整備局長　福田　功

次の図面（第十八号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

○四国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　四国地方整備局長　足立　敏之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　五十六号及び百九十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
土佐市中島字東土居六三番一地先から同市高岡町字西鶴九番二まで	前	BA	七・九〇～三三・〇〇メートル	〇・五一八キロメートル
	後	BA	三四・〇〇～九六・〇〇	〇・六一六
		BA	七・九〇～三三・〇〇	〇・五一八
		BA	三四・〇〇～九〇・三〇	〇・六一六

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十二日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号	土佐市中島字東土居六三番一地先から同市高岡町字西鶴若甲六九番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十二日